

介護予防支援及び第Ⅰ号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント） に関する重要事項説明書

Ⅰ 事業者

事業所名	鋸南町地域包括支援センター
所在地	千葉県安房郡鋸南町保田560番地
設置主体	鋸南町
代表者名	鋸南町長 白石治和
介護保険事業者番号	鋸南町指定 第Ⅰ207900018号
通常の事業の実施地域	鋸南町
職員体制及び職務内容	管理者 Ⅰ名（常勤、主任介護支援専門員と兼務） ※事業所の職員及び業務の管理を統括すると共に、自らも介護予防支援をおこなう。 主任介護支援専門員 Ⅰ名 介護支援専門員（保健師） Ⅰ名（常勤） 社会福祉士 Ⅰ名（常勤） ※介護予防支援及び第Ⅰ号介護予防支援事業の実施。 給付管理業務 相談支援業務
連絡先	電話 0470-50-1173 ファクシミリ 0470-55-4148
勤務時間	月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分 （土曜・日曜・国民の祝日・年末年始休暇12/29～1/3を除く）

Ⅱ 事業の目的

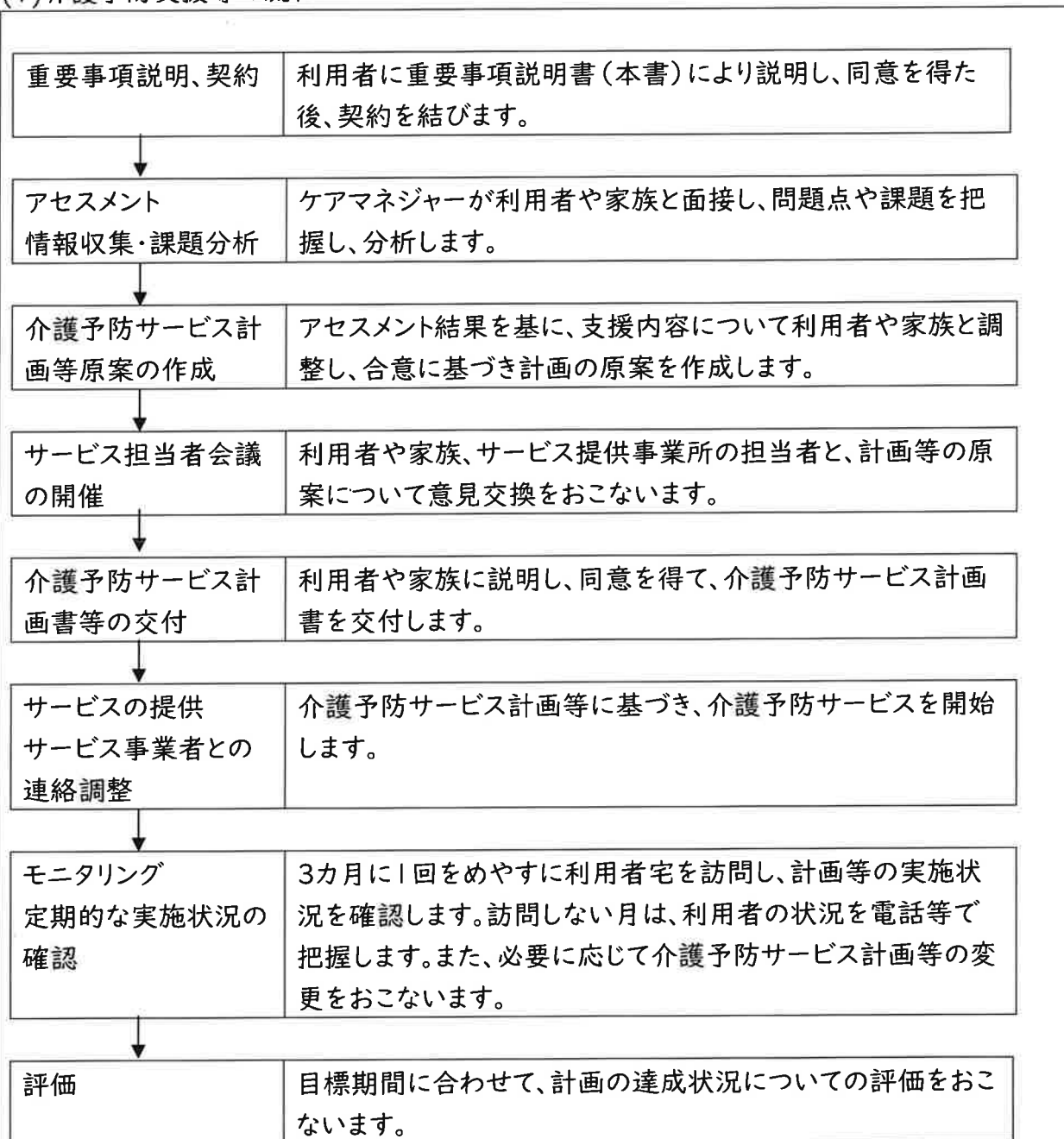
利用者が可能な限りその居宅において、心身の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるようにすること。

Ⅲ 運営の方針

- ① 利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切なサービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定のサービス事業所に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ③ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者・その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ④ サービス事業所、社会福祉協議会、地域の保健・医療・福祉機関、その他インフォーマルサービスや住民による自発的な活動など、各関係団体との連携に努めます。

4 業務内容

(1)介護予防支援等の流れ



※介護予防支援の実施

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準について」（平成18年3月1日付老振第0331003号）及び「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」（平成18年3月31日付老振第03310009号）の手法・帳票を用います

※第1号介護予防支援事業の実施

「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」（平成27年6月5日付老振0605第1号）の手法・帳票を用います

(2) 介護予防支援及び第Ⅰ号介護予防支援事業の担当者

介護予防支援及び第Ⅰ号介護予防支援事業については、鋸南町地域包括支援センターがおこなう業務の一部を居宅介護支援事業者に業務委託することがあります。その場合には別紙の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当することになります。

(3) その他事項

- ① サービス利用中に利用者が病院等に入院する必要性が生じた場合には、担当のケアマネジャーの氏名及び連絡先を、当該病院等に伝えていただきますようお願いいたします。
- ② 利用者が訪問看護等の医療サービスを利用する場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、介護予防サービス計画を主治医等に交付します。
- ③ サービス事業所から伝達された利用者の口腔機能に関する問題や服薬状態等の心身又は生活の状況に係る情報、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、必要と認めるときは、利用者の同意を得て、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達をします。
- ⑤ サービス利用に際して、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、介護予防サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

5 利用者負担

(1) 利用料金

利用料金は次のとおりです。介護予防支援等については、介護保険料等から事業者を支払われるため、利用者の負担はありません。ただし、利用者の保険料滞納等により一旦料金をお支払いいただく場合があります。また、国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金に準じ変更する場合があります。

区 分	介護予防支援	第Ⅰ号 介護予防事業	備 考
介護予防サービス 計画費	4,420 円/月	4,420 円/月	
初回加算	3,000 円/月	3,000 円/月	初回の計画作成 月等に加算
委託連携加算	3,000 円/月	3,000 円/月	居宅介護支援事業 所に委託する初回 に加算

(2) 交通費

介護予防支援等に係る業務をおこなうための交通費はかかりません。

6 支援(事業)の終了

次の事由に該当した場合は、利用者又は事業者からの申出若しくは通知がなくても自動的に支援(事業)を終了します。

- (1) 利用者の要介護状態区分等の認定が要介護(要介護1から要介護5まで)となった場合
- (2) 利用者の要介護状態区分等の認定が要支援(要支援1・要支援2)及び事業対象者ではなくなった場合
- (3) 利用者が死亡した場合
- (4) 利用者が転出し、本町の被保険者でなくなった場合
- (5) 利用者がグループホーム(認知症対応型共同生活介護)、小規模多機能型居宅介護及び特定施設入居者生活介護等の居住系の介護予防サービスの利用により、事業所による介護予防支援等の提供の必要がなくなった場合

7 介護予防支援等業務に関する苦情対応・相談窓口

鋸南町地域包括支援センター	所在地 鋸南町保田 560 保健福祉総合センター 電話番号 0470-50-1173 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
鋸南町介護保険相談窓口 (保健福祉課福祉支援室)	所在地 鋸南町保田 560 保健福祉総合センター 電話番号 0470-50-1172 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
千葉県国民健康保険団体 連合会(国保連) 介護保険課 苦情処理係	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 利用時間 午前 9 時～午後 5 時

※国保連は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

8 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) 介護予防支援等の提供中に、介護サービス事業所従事者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを鋸南町に通報します。
- (5) 虐待防止に関する担当者を設置しています。
担当者: 山田朋和(管理者)

9 事故発生時の対応について

利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに鋸南町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

(1)利用者及びその家族に関する秘密の保持

事業者及び事業主に勤務する者等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、管理者の注意をもってその管理を行い、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

説明確認欄

令和 年 月 日

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の提供にあたり、本書により重要事項を説明しました。

【事業者】 事業者名 鋸南町地域包括支援センター
担当者(説明者)

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の利用にあたり、本重要事項説明書の交付により、説明を受け、内容に同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】 氏 名